

# 歯科医療機関の自主的な就業制限並びに施設の使用制限に関する 神奈川県歯科医師会の考え方

【第1版】Vol.1

令和2年4月2日

神奈川県歯科医師会新型コロナウイルス感染症対応室

- 1 令和2年3月11日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの連絡通知「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」並びに一般社団法人日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第2版 ver2.1」を準用して考える。
- 2 原則として、すべての患者の診療において標準予防策(スタンダードプリコーション)に基づいている場合は、診察した患者並びに当該医療機関従事者が事後的に新型コロナウイルス感染症陽性者と判明した場合でも、「濃厚接触に該当しない(濃厚接触は発生しなかった)」とされることから、自主的な就業制限並びに施設の使用制限を行う必要はない。  
ただし、新型コロナウイルス感染症陽性者の診療に携わった当該医療機関の職員は、濃厚接触者に該当するか否かにかかわらず、毎日検温を実施し、自身の健康管理を強化する。
- 3 標準予防策(スタンダードプリコーション)の励行が徹底されていないと判断される場合(注1)は、保健所などの指導に従い施設の消毒などを行うとともに、濃厚接触者とされた当該医療従事者については必要があれば検査を行い、当該医療機関管理者(開設者)は当該職員に対し、一定期間就業しないように求める。その期間は概ね14日間とする。
- 4 医療機関において患者並びに医療従事者の新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合は、保健所などの下で消毒など行うまでは施設の使用を自主的に制限すべきだが、その消毒の範囲は必ずしも施設全体ではなく、陽性者の動線上にない、また十分に消毒され感染リスクが低いものと当該医療機関管理者(開設者)が判断した部分については、この使用を継続できる。

注1:標準予防策(スタンダードプリコーション)の励行が徹底されているかどうかの判断は、客観性を持って行うこと。

\* 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第2版 ver2.1」を準用したが、一般社団法人日本環境感染学会が示したひとつの目安であり、それぞれの施設の対応を制限するものではない。

参考:「医療機関における院内感染対策について」(平成26年12月19日付医政地発1219第1号)、「中小病院/診療所を対象にした医療関連感染制御策指針(マニュアル)2013年度案 2014年3月改訂」・「小規模病院/有床診療所施設内指針(マニュアル)2013年度案 2014年3月改訂」・「無床診療所施設内指針(マニュアル)2013年度案 2014年3月改訂」(「院内感染対策のための指針案の送付について」(平成27年1月5日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡より))、院内感染防止対策のスタンダード Vol. 45 NO. 664 (デンタルダイヤモンド社)